

上越市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）

第118条第1項に規定する都市再生推進法人（以下「推進法人」という。）の指定等に関し、法に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 推進法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、上越市都市再生推進法人指定申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) 過去のまちづくり活動の実績を示す書面
- (8) 活動地域を示す図面
- (9) 法第119条に規定する業務（以下「業務」という。）に関する計画書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、業務に関し参考となると市長が認める書類

(指定の基準)

第3条 市長は、前条の規定による申請があった場合で、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該申請者を推進法人として指定するものとする。

- (1) まちづくりの推進を活動の目的としていること。
- (2) 申請者又はその母体となっている組織に市内におけるまちづくり活動の実績があること。
- (3) 市内に事業所を有すること。
- (4) 上越市立地適正化計画に定める都市機能誘導区域又は居住誘導区域（以下「誘導区域」という。）において円滑に業務を行うことができると認められること。
- (5) 行おうとする業務が誘導区域におけるまちづくりの推進に資すると認められること。
- (6) 必要な人員の配置その他業務を適正に遂行するために必要な措置を講じていること。
- (7) 業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経済的基礎を有すること。
- (8) 本市、関係行政機関及び活動地域内の他の民間組織等と十分な連携を図ることができ

ると認められること。

(9) 申請者又はその従事者等が次のいずれにも該当すること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又は同条第6号に掲げる暴力団員（以下「暴力団等」という。）でないこと。

イ 暴力団等と密接な関係を有する者（以下「密接関係者」という。）でないこと。

ウ 暴力団等又は密接関係者が経営等に関与していないこと。

エ 暴力団等に対し利益を供与していないこと。

（指定の通知）

第4条 市長は、推進法人の指定の可否を決定したときは、上越市都市再生推進法人指定申請承認通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。
却下

（名称等の変更の届出）

第5条 法第118条第3項の規定による変更の届出は、上越市都市再生推進法人名称等変更届出書（第3号様式）により行うものとする。

2 推進法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ上越市都市再生推進法人業務変更届出書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（事業の報告）

第6条 推進法人は、毎事業年度開始後、推進法人の意思決定機関の承認を得た事業計画書及び収支予算書を、当該承認を得た日から起算して2週間以内に市長に提出しなければならない。

2 推進法人は、毎事業年度終了後、推進法人の意思決定機関の承認を得た事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を、当該承認を得た日から起算して2週間以内に市長に提出しなければならない。

（指定の取消し）

第7条 市長は、推進法人が第3条第9号に該当しないこととなったとき、又は第2条の規定による申請をした時に同号に該当していなかったことが判明したときは、第3条の規定による推進法人の指定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により推進法人の指定を取り消したときは、その旨を公示するものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から実施する。

上越市都市再生推進法人指定申請書

_____年_____月_____日

(宛先) 上越市長

法人の住所 _____

法人の名称 _____

代表者氏名 _____

事業所の所在地 _____

都市再生特別措置法第118条第1項の規定による都市再生推進法人の指定を受けた
いので、下記の書類を添え、申請します。

記

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) 過去のまちづくり活動の実績を示す書面
- (8) 活動地域を示す図面
- (9) 都市再生特別措置法第119条に規定する業務（以下「業務」という。）に関する計画書
- (10) (1)から(9)までに掲げるもののほか、業務に関し参考となると市長が認める書類

【上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約】

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団又は同条第6号に掲げる暴力団員（以下「暴力団等」という。）でないこと。
- (2) 暴力団等と密接な関係を有する者（以下「密接関係者」という。）でないこと。
- (3) 暴力団等又は密接関係者が経営等に関与していないこと。
- (4) 暴力団等に対し利益を供与していないこと。
- (5) (1)から(4)までに反する場合は、この申請を却下され、又は都市再生推進法人の指定を取り消されることを承諾します。

上記について誓約します。（□にレ点を記入してください。）

承認
上越市都市再生推進法人指定申請 通知書
却下

	第_____号 ____年____月____日
法人の住所	_____
法人の名称	_____ 様
上越市長 印	
年 月 日付けで申請のあった都市再生推進法人の指定について、 承認 次のとおり申請を _____ することに決定したので通知します。 却下	
<input type="checkbox"/> 承認の場合 法令を遵守し、都市再生のため適正かつ確実に業務を遂行してください。	
法人の名称	
代表者氏名	
法人の住所	
事業所の所在地	
業務	
留意事項	
<input type="checkbox"/> 却下の場合	
(却下の理由)	

(付記)

- (1) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

(2) この決定について、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

上越市都市再生推進法人名称等変更届出書

_____年_____月_____日	
(宛先) 上越市長	
都市再生推進法人の住所 _____	
都市再生推進法人の名称 _____	
代表者氏名 _____	
都市再生特別措置法第118条第3項の規定により次のとおり届け出ます。	
指定年月日	_____年_____月_____日
文書番号	_____号
変更予定年月日	_____年_____月_____日
変更する事項	<input type="checkbox"/> 法人の名称 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 代表者の氏名 <input type="checkbox"/> 事業所の所在地 <input type="checkbox"/> その他
変更の内容	変更前
	変更後
変更の理由	

上越市都市再生推進法人業務変更届出書

_____年____月____日					
(宛先) 上越市長 都市再生推進法人の住所 _____ 都市再生推進法人の名称 _____ 代表者氏名 _____					
上越市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱第5条第2項の規定により次のとおり届け出ます。					
指定年月日	_____年____月____日				
文書番号	第_____号				
変更予定年月日	_____年____月____日				
変更の内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">変更前</td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">変更後</td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </table>	変更前		変更後	
	変更前				
変更後					
変更の理由					